

渇水・高温対策における多面的機能支払交付金の取扱いについて

少雨の影響により、用水供給が困難な農地が出ています。農地維持活動における「異常気象時の対応」として、農用地・水路・農道等の施設機能に障害が生じるような状況の場合は、必要に応じて応急措置を行うことができます。

多面的機能支払交付金を活用して対策を講じる場合は、以下を参考としてください。

【活用の対象】

1. 渇水時の配水管理の点検見守り
2. 農用地（畦畔、排水口、法面等）の亀裂防止等のために行う応急処置

【支出対象経費】

1. 仮設ポンプの運転費用
（リース費用、電気代、燃料代、車両及び機械等の借上料など）
2. 番水等水管理の人件費（活動参加者に対して支払った日当）

■渇水・高温対策に係る水利用について

水利権を遵守（河川法等の遵守）した上での対応が必要となります。

※水利権がなく勝手に河川から取水するといったことのないようお願いします。

※水利用に当たっては、近隣地域とトラブルにならないよう土地改良区等と調整を行ったうえで対応をお願いします。

※不明な点は市町村にお問い合わせをお願いいたします。

※活動においては、総会等で組織内の合意形成が必要です。

■災害（渇水・高温対策を含む）時の復旧作業における手続きについて

令和6年度までは、甚大な自然災害が発生し、計画していた活動が実施できず、活動要件を満たすことが困難となった場合は、特例措置の運用の可能性がある活動組織を一括して申請しておりましたが、令和7年度からは、特例措置により事後に報告することが可能となりました。（別添参照）